

令和5年11月16日

第1回 標準型電子カルテ検討技術作業班に関する アンケート調査説明資料

> 厚生労働省 医政局 特定医薬品開発支援・医療情報担当参事官室

> > Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

はじめに

医療DXについては、医療DXの推進に関する工程表(*)に基づき、各施策に取り組んでいる。

(*)第2回医療DX推進本部(令和5年6月2日)

第2回医療DX推進本部 (令和5年6月2日)

医療DXの推進に関する工程表(概要)

基本的な考え方

- 医療DXに関する施策の業務を担う主体を定め、その施策を推進することにより、①国民のさらなる健康増進、②切れ目なく質の高い医療等の効率的な提供、③医療機関等の業務効率化、④システム人材等の有効活用、⑤医療情報の二次利用の環境整備の5点の実現を目指していく
- サイバーセキュリティを確保しつつ、医療DXを実現し、保健・医療・介護の情報を有効に活用していくことにより、より良質な医療やケアを受けることを可能にし、国民一人一人が安心して、健康で豊かな生活を送れるようになる

マイナンバーカードの健康保険証の一体化の加速等

- 2024年秋に健康保険証を廃止する
- 2023年度中に生活保護(医療扶助)でのオンライン資格確認の導入

全国医療情報プラットフォームの構築

- オンライン資格確認等システムを拡充し、全国医療情報プラットフォームを構築
- 2024年度中の電子処方箋の普及に努めるとともに、電子カルテ情報共有サービス(仮称)を構築し、共有する 情報を拡大
- 併せて、介護保険、予防接種、母子保健、公費負担医療や地方単独の医療費助成などに係るマイナンバーカードを利用した情報連携を実現するとともに、次の感染症危機にも対応
- 2024年度中に、自治体の実施事業に係る手続きの際に必要な診断書等について、電子による提出を実現
- 民間PHR事業者団体やアカデミアと連携したライフログデータの標準化や流通基盤の構築等を通じ、ユースケースの創出支援
- 全国医療情報プラットフォームにおいて共有される医療情報の二次利用について、そのデータ提供の方針、 信頼性確保のあり方、連結の方法、審査の体制、法制上あり得る課題等の論点について整理し検討するため、 2023年度中に検討体制を構築

L

はじめに

医療DXの工程表において、

- ・ 標準型電子カルテについて、2023年度に必要な要件定義等に関する調査研究を行い2024年度中に開発に着手する
- 遅くとも2030年には、概ねすべての医療機関において、必要な患者の医療情報を共有するための電子カルテの導入を目指すこととしている。

第2回医療DX推進本部 (令和5年6月2日)

電子カルテ情報の標準化等

- 2023年度に透析情報及びアレルギーの原因となる物質のコード情報について、2024年度に蘇生処置等の関連情報や歯科・看護等の領域における関連情報について、共有を目指し標準規格化。2024年度中に、特に救急時に有用な情報等の拡充を進めるとともに、救急時に医療機関において患者の必要な医療情報が速やかに閲覧できる仕組みを整備。薬局との情報共有のため、必要な標準規格への対応等を検討
- 標準型電子カルテについて、2023年度に必要な要件定義等に関する調査研究を行い、2024年度中に開発に 着手。電子カルテ未導入の医療機関を含め、電子カルテ情報の共有のために必要な支援策の検討
- 遅くとも2030年には、概ねすべての医療機関において、必要な患者の医療情報を共有するための電子カルテの 導入を目指す

診療報酬改定DX

- 2024年度に医療機関等の各システム間の共通言語となるマスタ及びそれを活用した電子点数表を改善・提供して共通コストを削減。2026年度に共通算定モジュールを本格的に提供。共通算定モジュール等を実装した標準型レセコンや標準型電子カルテの提供により、医療機関等のシステムを抜本的に改革し、医療機関等の間接コストを極小化
- 診療報酬改定の施行時期の後ろ倒しに関して、実施年度及び施行時期について、中央社会保険医療協議会の議論を踏まえて検討

医療DXの実施主体

- 社会保険診療報酬支払基金を、審査支払機能に加え、医療DXに関するシステムの開発・運用主体の母体とし、 抜本的に改組
- 具体的な組織のあり方、人員体制、受益者負担の観点を踏まえた公的支援を含む運用資金のあり方等 について速やかに検討し、必要な措置を講ずる

2

(参考)医療DXの推進に関する工程表〔全体像〕

	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度~ (令和8年度~)				
マイナンバーカードと傾	康保険証の一体化の加速等							
マイナンバーカードと健康 保険証の一体化の加速等	▼保険医療機関等のオンライン資格確認の 訪問診療等、柔道整復師・あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師の施 術所等でのオンライン資格確認の構築 スマホからの資格確認の構築 生活保護(医療扶助)のオンライン資格確認対応)	運用開始 ・保険証廃止 運用開始						
	有・マイナポでの閲覧が可	能な医療情報を拡大	畑や今ての					
電子処方箋 情報共有基盤の整備	電子処方箋を実施する	医療機関・薬局を拡大	概ね全ての 医療機関・薬局で導入					
共有等が可能な医療情報		報プラットフォームの基盤構築 情報共有サービス(仮称)の整備)	- 運用開始 - 診療情報提供書・退 検査値〔生活習慣病、救急〕、アレ 	ルギー、薬剤禁忌、傷病名等を共有				
レセプト情報	救急時に医療機関等で患者の医療情 仕組みの整備	報を閲覧できる 運用開始し、普及	INCOME PARTIES AND	S O DE IN INTIC CHAPA				
	医療情報化支援其全の注田による電子力ルデ情報の煙淮化を並及							
電子カルテ情報の標準化等			標準型電子カルテα版提供開始	始 本格実施				
医療機関・薬局間だけて	医療機関・薬局間だけでなく、自治体、介護事業所と情報を共有、マイナポで閲覧に加え、申請情報の入力							
自治体・医療機関/介護事業	自治体シス	ー テムの標準化、共有すべき文書の標準化・	クラウド化	 下記について全国的に運用 ・公費負担医療、地方単独医療費助成				
所間の連携 等 ・自治体が実施する介護、 予防接種、母子保健等の事業の手続に必要な情報の連	業務運用の見直し 医療機関・自治体との 情報連携基盤の整備 実証事業	先行実施 国民に直接メリットがある機能を開始	⇒ ⇒ 機能・実施自治体を拡大	・予防接種・母子保健情報・介護・自治体検診・感染症届出				
携	マイナポの申請サイトの改修 診断書等の自治体への電子提出の実現 順次、対象文書を拡大							
		グデータ標準化、 <u>医</u> 療機関実証、2025年大阪・		順次、ユースケースを拡大				
医療機関等のシステムに	ついて、診療報酬の共通算	定モジュールを通し、抜本的	りにモダンシステム化					
診療報酬改定DX 〔医療機関等システムのモ	マスタの開発・改善 電子点数表の改善	マスタ及び電子点数表 改善版の提供開始 ⇒ 医療機関・ベンダの負担軽減	マスタ・コードの標準化の促進 提供拡大					
ダンシステム化〕	共通算定モジュール		通算定モジュールのα版提供開始	本格実施 機能を更に追加しながら、 医療機関数を拡大				

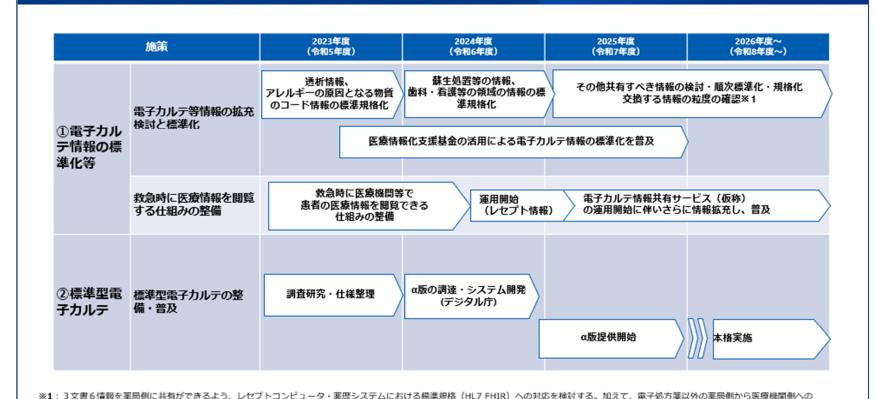
はじめに

前述の工程表を踏まえた今後の進め方として、標準型電子カルテについては、2023年度に厚生労働省にて必要な要件定義等に関する調査研究を行い、2024年度にデジタル庁にてa版のシステム開発に取り組むこととしている。

医療DXの推進に関する工程表を踏まえた今後の進め方 (電子カルテ情報の標準化等)

フィードバック情報についても、その内容や共有方法、必要性等について今後検討予定。

「医療DX令和ビジョン2030」 厚生労働省推進チーム (令和5年8月30日)



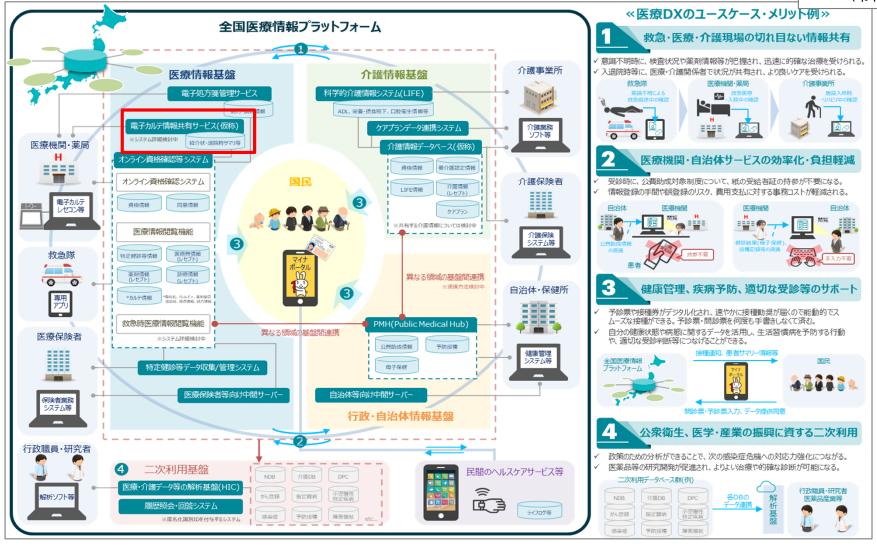
5

標準型電子カルテの背景

工程表に記載の基本的な考え方を実現するため、全国医療情報プラットフォームの構築等に取り込んでおり、医療機関等が電子カルテ情報等を共有する仕組み(電子カルテ情報共有サービス) (下図赤枠参照) を開発していくこととしている。

<図:全国医療情報プラットフォームの概要>

第4回 「医療DX令和ビジョン2030」 厚生労働省推進チーム (令和5年8月30日)



標準型電子カルテの背景

一方で、医療機関における電子カルテ導入率は低く、中でも200床未満の一般病院、診療所での導入率は50%未満 (下表赤枠参照) にとどまるため、電子カルテそのものの普及率を向上させる取組が必要な状況である。

<表:電子カルテシステムの普及状況の推移>

出典:医療施設調査(厚生労働省)

	一般病院		一般診療所		
	(※1)	400床以上	200~399床	200床未満	(※2)
平成 20年	14.2 %	38.8 %	22.7 %	8.9 %	14.7 %
	(1,092/7,714)	(279/720)	(313/1,380)	(500/5,614)	(14,602/99,083)
1 7574 = 9	21.9 %	57.3 %	33.4 %	14.4 %	21.2 %
	(1,620/7,410)	(401/700)	(440/1,317)	(779/5,393)	(20,797/98,004)
平成26年	34.2 %	77.5 %	50.9 %	24.4 %	35.0 %
	(2,542/7,426)	(550/710)	(682/1,340)	(1,310/5,376)	(35,178/100,461)
平成 29年	46.7 %	85.4 %	64.9 %	37.0 %	41.6 %
	(3,432/7,353)	(603/706)	(864/1,332)	(1,965/5,315)	(42,167/101,471)
令和 2年	57.2 %	91.2 %	74.8 %	48.8 %	49.9 %
	(4,109/7,179)	(609/668)	(928/1,241)	(2,572/5,270)	(51,199/102,612)

【注 釈】

- (※1) 一般病院とは、病院のうち、精神科病床のみを有する病院及び結核病床のみを有する病院を除いたものをいう。
- (※2) 一般診療所とは、診療所のうち歯科医業のみを行う診療所を除いたものをいう。
- (※3) 平成23年は、宮城県の石巻医療圏、気仙沼医療圏及び福島県の全域を除いた数値である。

標準型電子カルテの目的・導入対象

<目的>

標準型電子カルテの構築にあたっては、

- ① 「切れ目なくより質の高い医療等の効率的な提供」を実現するため、電子カルテ情報共有サービスを始めとした医療DXのシステム群(全国医療情報プラットフォーム)につながり、情報の共有が可能な電子カルテの構築を目指す。
- ② あわせて、「医療機関等の業務効率化」を実現するため、**民間サービス(システム)との組み合わせが可能な電子カルテ**の構築を目指す。

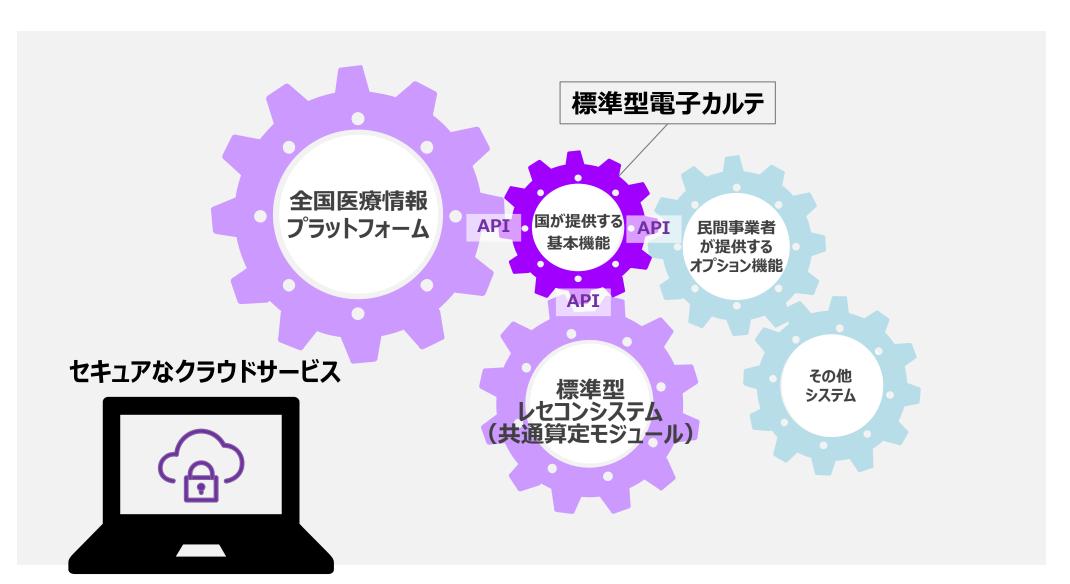
こととする。

く導入対象>

導入対象として、電子カルテの**普及が進んでいない200床未満の中小病院または診療所**(前頁赤枠)を想定する。

標準型電子カルテのシステム開発のコンセプト(案)

クラウドベースでのシステム構成としたうえで、国が対象施設に共通した必要最小限の基本機能を開発し、民間事業者等が各施設のニーズに応じたオプション機能を提供できるような構成を目指す。

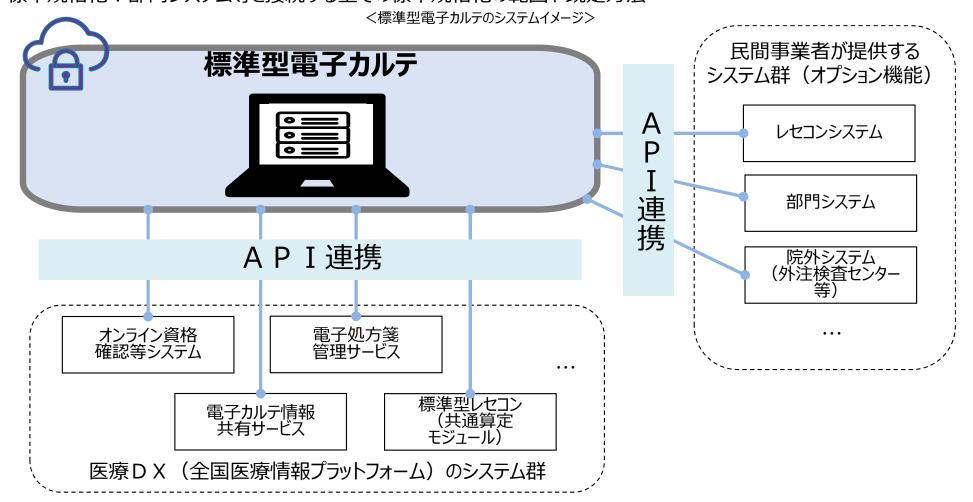


標準型電子カルテのシステムイメージと主な論点

標準型電子カルテをクラウド上に配置し、電子カルテ情報共有サービスを始めとした医療DX(全国医療情報プラットフォーム)のシステム群や、民間事業者が提供するシステム群(オプション機能)とのAPI連携機能を実装すべく、検討中。主な検討事項は以下の通り。

<構築に向けた主な論点>

- システム接続方式:クラウドに配置した標準型電子カルテと部門システム等(オンプレミス)との接続方式
- 標準規格化:部門システム等と接続する上での標準規格化の範囲や既定方法



技術作業班でのヒアリング先ベンダー決定方法

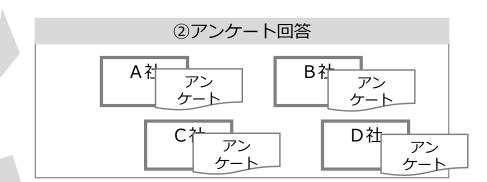
標準型電子カルテ検討技術作業班(以下「技術作業班」という。)での**ヒアリング先の決定**に際しては、ホームページ上の**アンケートに回答頂いたベンダーの中から3~5社を決定**する。また、**技術作業班でのヒアリング内容は議事録として公開**(*)する。

(*) 企業の機密情報等(セキュリティ情報等)は非公開、発言内容の訂正も可

厚労省/デジタル庁

③ヒアリング先選定
アンケート **公開**結果概要 ヒアリング先 (+決定理由)

ベンダー



技術作業班

準備



アンケート

標準型電子カルテに関するアンケートのお願い

前ページまでの資料をもとに、標準型電子カルテに関するアンケートのご記入をお願いいたします。

1	・ 標準型電子カルテシステム全般について	1	対象施設、スケジュール、開発・提供主体等について意見はありますでしょうか。	
		2	• 標準型電子カルテシステムを導入促進していくにあたり課題や助言や懸念は ありますでしょうか。	
2			1	APIのコンセプト、連携先システム/モジュールの現状を踏まえ、課題や留意点はありますでしょうか。
	標準型電子カルテシステムと他システム (UI/UX等のフロントシステムや、 部門システム等)との連携について	2	• UI/UX部分について、最小限のものを標準型電子カルテシステムとして提供することに加え、標準型電子カルテシステムをバックエンドとしてフロントは民間の画面等を活用する形式も想定しているところ、連携先システムの構成を踏まえ、課題や留意点はありますでしょうか。	
		3	• 標準型電子カルテシステムはクラウド上に構築する想定であるところ、連携先システムの構成を踏まえ、課題や留意点はありますでしょうか。	